

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

令和7年10月10日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) オアシスタウンやはば 紫波郡矢巾町大字藤沢第5地割ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称
 - ア 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
 - イ 株式会社ワークマン
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 - ア 株式会社大創産業
 - イ 株式会社ワークマン
 - ウ 未定
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和8年5月26日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,667平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 68台
 - イ 出入口 2箇所
- (7) 駐輪場の収容台数 58台
- (8) 荷さばき施設の面積 103平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 9立法メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 株式会社大創産業
 - (ア) 開店時刻 午前10時
 - (イ) 閉店時刻 午後9時
 - イ 株式会社ワークマン
 - (ア) 開店時刻 午前7時
 - (イ) 閉店時刻 午後8時
 - ウ 小売業者3 (未定)
 - (ア) 開店時刻 午前10時
 - (イ) 閉店時刻 午後7時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から午後9時30分まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ア 荷さばき施設1 午前10時から午後5時まで
 - イ 荷さばき施設2 午前10時から午後5時まで
 - ウ 荷さばき施設3 24時間
 - エ 荷さばき施設4 午前9時から正午まで

2 届出年月日 令和7年9月25日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び矢巾町役場